受付印 年　月　日 千葉県　県税事務所長 自動車税事務所長　様	相代 続表 人者	住所又は所在地	（電話　　）
		氏名又は名称	

相続人代表者指定（変更）届出書

被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者について、次のとおり指定（変更）しましたので、地方税法第９条の２第１項（地方税法施行令第２条第６項）の規定により届け出ます。

被相続人	氏名	
	死亡時の住所	
	死亡年月日	年　月　日
相続された財産の価額		円

	氏名又は名称 個人番号又は法人番号	被相続人との続柄	住所又は所在地	相続分
相続人代表者	㊞			
その他の相続人	㊞			
	㊞			
	㊞			

摘要	

注

１　個人である相続人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

２　相続人代表者は、被相続人の死亡時の住所と同一の住所を有する相続人その他被相続人の県税の納付（納入）につき便宜を有する者の中から指定してください。

３　相続人の欄が不足したときは、用紙を適宜補充して使用してください。